

にいがた県民教育研究所のあゆみ

吉田武雄

はじめに

当研究所は、今年の暮れに創立三五周年を迎えます。本稿が、これまでの歩みを振り返りこれからの研究所を考える一助になれば幸いです。

(編集部)

一 にいがた県民教育研究所の性格と経営

設立事情

一九七九年の国際児童年に当たり、「新潟の子どもとの現実と教育・環境を語る」というテーマでシンポジウムが九月、新潟市で開かれ、県内の小・中・高校・大学の教員、研究者、医師、保育士、弁護士など百数十人が参加しました。それは画期的なことで、これを

機に市民立の教育研究所の設立が模索され、八三年六月その準備会が作られ、八四年一二月設立総会が新潟市で開催され当研究所は発足しました。

会員数は、約三百人、教員、研究者、弁護士、医師、保育者、一般公務員、農民、主婦など多様な人々で、立ち上げ資金は数人による寄付、六五〇万円でした。

当時、中学校を主に校内暴力の急増、乳幼児の体と心の発達、小学生の集中力・持続力の弱さ、高校生の中退率の高さ、教職員の長時間労働など新潟の子どもと教育に特別の困難が見られました。

小中学校教員の人事をはじめ、管理職、県教委、教員組合、社会教育にわたる人が、ふたつの旧師範同窓会を源流とする利権派閥集団「学閥」に支配されて

おり特別の困難をもたらしていました。

これらの諸問題は県民に知らされていませんでした。そのために、これらの諸問題を研究する組織が必要で、教員、研究者、市民の幅広い研究の協同によって県の教育運動を教育科学を含む諸科学の成果の上に成り立たせるための研究機関を目指したのです。

2 市民立という性格

自由で独立した市民を会員にする研究所は、会員個々の政治信条などを問わない原理から、共通する理念として「設立趣意」は、次のように述べました。

①日本国憲法と教育基本法の精神を教育のなかに実現していくための研究活動。②国民民主権と人権を擁護し、人間の尊厳を守ることを基調にすえる。③政治的には「議会制民主主義擁護と地方自治を発展させる」立場である。④研究方法は自由と恒久平和のために、眞実を貫く確固たる姿勢。

なかでも重視したのは、平和と人権で、それが憲法と教育基本法の理念であるとともに国連の理念であるとの立場からでした。教育への権利を国連の諸決定と重ねて考え、地球的規模の視点を持つように努めました。創立時代には、会員制の市民立教育研究所は未だ無

く先例に学ぶことは出来なかつたが故に、全てを自力で生み出して切り拓いていかねばならない状況でした。

3 財政努力と会員

会費一円（年額）と寄付金に百分百%頼る研究所の財政は、慢性的に危機的な状況でした。事務所と事務員の費用が重く一時期は二百数十万円の赤字を出したが、事務員をパートに替え、所員の活動費削減などで切り抜け、現在は事務員も置かず赤字はありません。

九〇年代中頃が会員のピーク時で、六百数十人までいましたが、それ以降は増やす方策がつかめずに現在約百十人に至つて財政面からも研究所の在り方を根本的に変える時期に来ています。

二 地域から日本の教育改革を展望する

研究所の代表は、新潟大学学長だった長崎明さんが就き、その下に副会長、事務局員の数人等で活動を始めましたが、九〇年初期に理事長、所長制に規約改正して八木三男さんが所長になり運営に専念し、事務局长は木村隆利さん他局員が数人体制でした。法人格取得に堪える規約をもとに市民社会に相応しい経営に努めました。

1 「にいがたの教育情報」と「研究所通信」

「新潟から日本の教育を考える」を起点にその普遍性を問い、世界的視野をもつての実践を意図しました。その成果を発表する媒体が『にいがたの教育情報』です。B5判・約百頁の季刊雑誌で一〇一四年まで毎号特集を組み発行してきましたが、現在は年三回です。しかし、研究所の執行体制には研究機能が殆どなく、会員や全国の研究者の研究成果の収集・紹介が主になりました。

「研究所通信」はB判の業務報告の役でした。九年から会員との交流の場を意図して隔月刊としたが、財政難から果たせず『教育情報』誌と同封が通常です。次号は一五三号。

2 研究集会・シンポジウム・セミナーの開催

一九八七年から、年一回の研究集会を広汎な市民参加のもとに第八回まで開きました。それ以降は時宜に即したセミナー・シンポジウムを開催してきました。テーマは良いと見ても教員の参加は振るわず、次第に開催が維持できなくなっています。

3 千溝小学校統廃合問題

一九八四年夏、北魚沼の千溝小学校を小出小学校へ

統合問題が起き、反対住民は「自主千溝学校」をつくり無期限同盟休校までに至り、研究所は準備段階でしたが、その学校の教頭に所員があたり、所員や会員がボランティアで支えました。この経験は後の「平成の大合併」に伴う学校の統廃合問題に引き継がれました。

4 教員派閥(学閥)の研究

新潟大学の黒川勝己さんと所員野沢薰さんを中心となり『にいがたの教育情報』にその研究成果を連載しました。黒川勝己さんの「学閥」支配の教育を批判した論文が『人間と教育』(九五年)に載ると、県議会でも論議になり、教育関係者のみならず市民に、反響を及ぼし、「学閥」支配は自肅せざるを得ませんでした。

5 理事長 長崎明さんを擁立した知事選

八九年と九二年に長崎明さんを擁立し、知事選を闘つたことは、研究所として参加したわけではないが、多大の成果を得ました。八木所長は、選対本部と政策立案の責任者を兼ねて、市民型選挙を主導して革新知事候補として初めての高い得票率を獲得しました。

県政が土木に偏重し、福祉や教育が劣悪のことがさらされ、この活動はネットワークが形成され会員の拡

大にも有利になりました。

6 子どもの権利条約に関するて

九〇年の総会で、子どもの権利条約の批准促進のアピールを出し、「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」発足に尽くし、その事務局を担いました。県内の自治体議会に批准促進の請願をし、五〇議会（四四%）が決議するという全国（一三%）最多の成果を得て、批准後は「子どもの権利条約にいがたの会」に引き継ぎました。

7 「新潟県の子育て百科—'96にいがたの子ども白書

この書は、「不登校」や「いじめ」が他県に比して、特別に多い現実と子どもの権利条約に触発され企画され、多様な職種の会員がそれぞれの分野で執筆し、テレビや新聞にも紹介され、市販にも耐えるものとなりいくばくかの収益をもたらしました。

県の土木費が、高い水準を維持しているのに比し、教育と福祉予算が極めて低いレベルにおかれ、文化や社会福祉が軽視されている県の教育行政の全体像に迫り、提言的な「白書」とともに「子育て百科」として役立つ情報を込めました。

8 ミレニアム美術展と震災被災者救援美術展

一〇〇〇年一二月中旬の六日間、新潟市民芸術文化会館で開催。中央および県外作家と県在住作家の対等平等の共同展という珍しい形をとり、放送局の好意的な紹介もあり一三〇〇人が鑑賞され成功しました。芸術分野の研究は特に手薄の自覚から画家との接触の機会を得ることや日常活動において県民に研究所の存在を認めてもらう等一大決心で行つたのです。

その経験をもとに、一〇〇四年秋の中越大地震の翌年四月の数日間、都内表参道・新潟県エスパスで「中越大地震被災者救援美術展」に協力して、売上金は被災地に届けられました。

9 憲法・教基法改悪反対運動

一〇〇四年の総会で、教基法改悪反対の運動に参加し、その事務局を担う決意を表明し「教育基本法の改悪をとめよう—新潟県連絡会」の結成に尽力しました。その二年前から資料や特集を組み、教基法改悪は憲法改悪に連動するものと警鐘を鳴らしてきました。

三 一〇〇周年から三五周年まで

一〇〇四年は、創立一〇周年でした。その年の秋、中越大地震が起き、その二年後には中越沖地震が刈羽・

柏崎原発の近くに起きました。生起する諸事象と子どもたちの関りを中心に研究活動を続けました。

1 「中越大地震と教育」調査・研究

研究テーマは、①緊急避難所になつた学校と教職員の役割、②子どもたちが受けたストレスや不安、そして生きる力を發揮していくべきなげな子どもの再発見、生活の再構築と子どもたちの行く末。

発災の約一年後、〇五年に激震地だった長岡市、小千谷市、川口町の小・中学校と教育委員会を所員と地元会員が訪問し聞き取り調査を行い、『教育情報』89号に特集しました。

2 市町村合併による学校・保育園の統廃合

県の自治体数は一〇〇〇年に比し、〇六年には三五%も減少し、「平成の大合併」と称され今日に継続する矛盾を生じています。

津南町や湯沢町、佐渡市の会員の協力のもと小中学校の統廃合問題を研究しました。特に、佐渡市は、学校・保育園の統廃合問題が集中的に現われた所で、自治体研究所とも協力して、この問題に取り組み、特集に仕上げました。

3 佐渡市の研究から「地域と教育」を学ぶ

佐渡島は、能舞台が数十か所も各地域にあり、鬼太鼓が子どもたちも参加しているように、伝統芸能が豊かな地です。それとの子どもの成長・発達との関連をさぐり、『教育情報』百八号(一〇一二年)にまとめました。

4 第七回会員制教育研究所全国交流研究会

この研究会は、九〇年代に入ると会員制教育研究所が県外にも数か所生まれてきます。その交流会を第一回は当研究所の呼びかけで新潟市に開催し、隔年で各地の持ち回りで開くようにしました。村上市で第七回を開き、中越大地震の救援活動で若者たちがいかに働き、希望を生み出したかを報告しました。

5 所長制の廃止

〇八年一月、八木所長が他界し、あとを継ぐ者がなく所長制は無くし、事務局長が要に成りました。八木さんは、研究所創立時の趣意書、規約等の起案者で日本科学者会議の機関紙『日本の科学者』の編集委員を数年務め、民主教育研究所など中央にも人脈を持ち、すべての企画・立案等、経営に専心していました。

6 時宜に合った研究テーマを

「子どもの安全を守ろう」(〇六年)など、その時々に合ったテーマを情報誌に特集することが、活動の中

心になつていきました。会員の減少に伴い財政的に多様な活動ができなくなつたことに由来します。

特集テーマのいくつかを列挙してみます。

・新潟県の若者たち、その生活と労働（〇六年）

・「改定」教育基本法案批判と新潟県の教育（〇六年）

・変わり行く学校と「学校論」（〇七年）

・子どもの貧困と教育」を考える（〇九年）

・ありのままに今の子どもを見る（一三年）

・増える非正規の学校職員と諸課題（一四年）

・小中一貫教育を考える（一五年）

・道徳が「特別の教科 道徳」になる（一七年）

・子どもの教育環境を考える（一八年）

・子どもの教育と教員の働き方（一九年）

・「新潟県の…」という冠が次第に消えていましたが、本

県に即すことを重視しています。

7 セミナー、会員懇談会・教育カフェの開催

セミナーは、時宜に応じて開きます。アクティブラーニングとかプログラミングなど。会員懇談会は、九〇

年代初期まで糸魚川から新発田まで行いました。それ以後中断が続き、一八年から新しい形で復活しています。会員に限定せずその地にあつた集会テーマを設定

して、いわば教育カフェというような会で、最近の会は、教員の母親が娘の酷な働きぶりを報告し、参加者を考えさせました。

四 おわりに

今次の参院選は、憲法改定勢力が三分の二以上を占めるのは阻止しました。しかし少しも油断できない情勢が続くでしょう。平和と民主主義、人権を守る教育運動はそれに応えねばなりません。

二〇〇六年の教育基本法の改定が学校にもたらしたものは、惨禍と言える程です。教育の条理を無視し、教育学の成果を顧慮さえしない施策が、次々と現場に押し付けられ、教職員は過労死ラインの仕事をさせられています。

若者たちは選挙権を得ましたが、投票率の低さに見られるよう主権者教育は受けていません。小中学生の過度な競争の教育は酷くなり、例えば自己肯定感は先進国内で極端に低いのです。

憲法と教基法の精神を教育に実現する課題に、今の状況のなかにどのように活かすかが、研究所に問われています。